

## 資産流動化と金融サービス法構想

日本資産流動化研究所 高橋正彦

我が国における資産流動化に関する制度上のインフラとして、このところ、特定債権法、SPC法、債権譲渡特例法、サービサー法、ノンバンク社債発行法と出資法改正、金融システム改革法と証券取引法改正などの法制整備が進展してきた。

これらに続き、消費者取引や金融サービスに関する市場横断的なルールとして、現在、「消費者契約法」および「金融サービス法」の制定に向けた検討が進みつつある。

このうち、金融サービス法構想に関しては、99年7月、金融審議会より中間整理が発表された。そのなかで、資産流動化は、「日本版ビッグバン」後の金融システムの主流となるべき「市場型間接金融」の主役となると考えられている「集団投資スキーム」の一類型として、あらためて位置づけられた。

すなわち、上記の中間整理では、集団投資スキームは、多数の者から集めた資金をプールして各種の資産に運用するファンド等の「資産運用型」、および、特定の資産から生ずるキャッシュフローを組み替えて多数の者に販売する資産担保型証券（ABS）等の「資産流動化型」という二つの類型に分類されている。そのうえで、この二類型の集団投資スキームについては、その対象資産の種類や、仕組みの私法上の形態（会社、信託、組合等）を問わず、すべて金融サービス法の適用対象とすべきであるとされている。

今後の市場型間接金融システムにおける集団投資スキームの重要性に鑑みれば、これらに関する包括的・横断的なルールを整備する必要性は高いといえよう。

ただ、資産流動化型の関連だけを見ても、最近整備された一連の単行法においては、投資家保護のための規定等について、金融サービス法との接合はもともと想定されていない。また、ABSのような有価証券形態の商品に関しては、証券取引法上の開示規制等との整合性の問題もある。さらに、より適用範囲が広い消費者保護法制である消費者契約法と金融サービス法との関係についても、これまでのところ、十分な議論が行われているとはいえない。

今後の金融システムの基本的なインフラとなる金融サービス法の制定にあたっては、既存の単行法との調整や、そうした縦割り法制の再編成の必要性などに関しても、十全な検討を行うべきであると考えられる。

そこで、本報告では、こうした問題意識から、資産流動化に関する法制整備と金融サービス法構想との関連等についてあらためて検討することにより、今後のあるべき金融システム・制度を展望するに際しての一つの手掛りを探ってみたい。